

## 高等教育の修学支援新制度に係る本学の取扱いについて

関西大学は、「高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)」\*の対象校に認定されています。

関西大学では、「高等教育の修学支援新制度」の対象者の入学時納付金(入学金(入学登録金)、授業料・諸費)は以下のとおり取扱います。

- ・ 入学手続1(入学金(入学登録金)、授業料・諸費の納入)は、入学試験要項及び入学手続案内書(Ⅰ)に記載の納入期日までに全額を納入していただく必要があります。減免認定後の金額ではありませんので、ご注意ください。

所定の期日までに納入がない場合は入学を許可しません。

- ・ 入学後に所定の減免申込手続きをもって授業料等の減免対象であることが確認できた人には、減免申込手続き時に届け出た学生本人名義の口座への振り込みをもって減免相当額を還付します(還付時期については、入学後にお知らせします)。

なお、減免申込手続きおよび給付型奨学金「進学届」提出手続きの詳細は、入学金(入学登録金)納入後に送付される『入学手続案内書(Ⅱ)』にてご案内します。

※「高等教育の修学支援新制度」の内容・詳細は文部科学省の特設ページをご覧ください。

文部科学省の特設ページ ⇒ <http://www.mext.go.jp/kyufu/>

〔高等教育の修学支援新制度に関する問い合わせ先〕  
関西大学 学生センター 奨学支援グループ Tel.06-6368-1190 (直通)  
<http://www.kansai-u.ac.jp/scholarship/>